

久喜市クーリングシェルター募集案内

(趣旨)

- 1 熱中症による人の健康に係る被害の発生防止を目的とし、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できるようになりました。

クーリングシェルターとは、熱中症特別警戒アラート発表時に市民、その他の者が暑熱を避けるために開放される施設であり、市では公共施設のほか、民間施設にもクーリングシェルターとしてご協力いただきたいと考えております。

については、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいた民間施設を募集します。

(指定施設の実施内容)

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。
 - (1) 施設の出入り口等、見やすい場所へのクーリングシェルターである旨を表示したポスターの掲示
 - (2) 冷房設備の適切な管理
 - (3) 休憩用の椅子、ソファ等の準備（既設の物でも可）
 - (4) 飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）
 - (5) 熱中症特別警戒アラート発表時のクーリングシェルターの開放

(応募資格)

- 3 応募資格は、市内に所在する施設で、次の条件を満たすことができる施設とします。
 - (1) 適当な冷房設備を有する施設
 - (2) 熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、市民その他の者に無料で開放できる施設
 - (3) 利用者が滞在する際、適切な空間を保つことができる施設
 - (4) 施設情報を市のホームページに掲載できる施設
 - (5) 避難者の熱中症予防のための飲食が可能な施設

(施設運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒情報運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。なお、運用できる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

(応募方法)

- 5 別紙応募用紙に必要事項を記載の上で、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、久喜市健康医療課に提出してください。

(提出後の流れ)

- 6 応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。
- (1) 久喜市健康医療課にて受領
 - (2) 応募内容の審査
 - (3) 市と施設管理者で協定内容の協議
 - (4) 協定の締結
 - (5) クーリングシェルター施設情報の公表 (市ホームページ等)
 - (6) クーリングシェルターの運用開始

(情報の提供)

- 7 市は、クーリングシェルターに指定した施設に情報の提供を行います。
- (1) クーリングシェルターである旨を表示したポスター
 - (2) クーリングシェルター運営マニュアル
 - (3) 熱中症特別警戒アラート発表時の情報提供
防災行政無線、メール配信、市公式 X 及び久喜市防災アプリでの情報を発信します。

(その他)

- 8
- (1) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。
 - (2) 利用者の対応は各施設でお願いします。
 - (3) 冷房設備の電気代等は、各施設でご負担をお願いします。

<応募・問い合わせ>

住所 〒346-8501 久喜市下早見 8 5 番地 3
宛名 久喜市役所 健康医療課 健康企画係 宛
電話 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319
e-mail kenkoiryo@city.kuki.lg.jp